

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松谷 博司 殿

(商 号) 日立投資顧問株式会社
(代表者) 取締役社長 柿沼 敬二

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本の額 (2022年2月10日現在)

- ① 資本金
1億円
- ② 発行可能株式総数
24,000株
- ③ 発行済株式総数
6,000株
- ④ 最近5年間における資本金の増減
2019年1月31日に2億円の減資

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

取締役は、5名以内とします。

取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とします。

代表取締役は、取締役会の決議をもって定めます。また、取締役会の決議をもって取締役社長1名を定めます。

② 投資運用の意思決定機構

当ファンドの運用指図は、当ファンドの運用の基本方針に基づき、委託者が行います。

当社の運用方針策定のための最高意思決定機関は運用委員会であり、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」といいます。）を議長とし、取締役社長、各グループ長、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサー等を構成メンバーとして、原則として月1回開催します。運用委員会においては、政治、経済、金融情勢等の投資環境及び市場分析を行い、全社的運用方針など運用等に関する基本的な重要事項を協議、策定し、併せて個別ファンドの運用についての具体的諸方策を協議し、決定します。

運用グループにおいては、個別ファンド等の運用に直接的に関連する諸情報の分析、検討を行うため、ファンドマネージャー会議を原則週1回開催します。

ファンドマネージャーは、当ファンドの運用の基本方針、運用委員会およびファンドマネージャー会議の方針に基づき、ファンド毎に運用計画を立案し、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

運用状況の評価のため、リスク管理オフィサーを議長とし、取締役社長、コンプライアンスオフィサー、CIOおよび各グループ長等を構成メンバーとし、運用評価委員会を原則として月1回開催します。運用評価委員会では、当ファンドの運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容など運用状況についての分析、評価および検討を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託者は、株式会社日立製作所により1999年8月5日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2022年1月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、19本であり、その純資産総額の合計は774,326百万円です。（なお、親投資信託17本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いております。）

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	167,932
	私募	13	606,394
合計		20	774,326

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第21期 (2020年3月31日現在)	第22期 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	963	1,146
未収委託者報酬	284,168	273,505
未収運用受託報酬	3,072	40
関係会社預け金	※1 1,352,571	※1 1,396,330
前払費用	30,633	31,783
その他	87	39
流動資産合計	1,671,496	1,702,845
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	1,157	745
無形固定資産合計	1,157	745
投資その他の資産		
敷金	23,252	22,882
繰延税金資産	47,507	53,996
投資その他の資産合計	70,760	76,879
固定資産合計	71,917	77,625
資産合計	1,743,414	1,780,470

(単位：千円)

	第21期 (2020年3月31日現在)		第22期 (2021年3月31日現在)	
負債の部				
流動負債				
未払金	※1※3	100,504	※1※3	89,972
未払費用	※1	422,513	※1	415,159
未払法人税等	※2	8,175	※2	3,593
預り金		4,310		6,203
賞与引当金		29,141		30,555
流動負債合計		564,644		545,484
固定負債				
退職給付引当金		123,532		117,263
固定負債合計		123,532		117,263
負債合計		688,176		662,748
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
その他資本剰余金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		75,000		75,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		680,237		742,722
利益剰余金合計		755,237		817,722
株主資本合計		1,055,237		1,117,722
純資産合計		1,055,237		1,117,722
負債純資産合計		1,743,414		1,780,470

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,159,540	1,060,420
運用受託報酬	475,268	455,814
営業収益計	1,634,808	1,516,234
営業費用		
支払手数料	778,696	722,167
委託計算費	51,318	47,261
調査費	233,421	236,282
営業雑経費		
通信費	2,716	3,055
印刷費	3,310	3,011
諸会費	3,961	3,831
営業雑経費計	9,989	9,898
営業費用計	1,073,426	1,015,609
一般管理費		
給料		
役員報酬	21,544	20,409
給料・手当	215,923	225,089
賞与	1,895	1,870
給料計	239,362	247,368
交際費	2,271	48
旅費交通費	3,165	176
租税公課	81	51
不動産賃借料	34,145	34,278
賞与引当金繰入額	58,843	64,853
退職給付費用	9,865	8,189
その他の人件費	39,887	41,913
その他の不動産関係費	5,401	5,404
減価償却費	279	411
諸雑費	8,074	7,290
一般管理費計	※1 401,379	※1 409,986
営業利益	160,002	90,638
営業外収益		
受取利息	627	684
為替差益	—	8
その他	40	42
営業外収益計	※1 667	※1 735
営業外費用		
為替差損	13	—
O A機器解約違約金	—	416
その他	25	—
営業外費用合計	39	416
経常利益	160,630	90,957
税引前当期純利益	160,630	90,957
法人税等	※2 58,209	※2 34,961
法人税等調整額	△2,223	△6,489
法人税等合計	55,985	28,472
当期純利益	104,644	62,485

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	575,593	650,593	950,593	950,593
当 期 変 動 額								
当期純利益					104,644	104,644	104,644	104,644
当期変動額合計	—	—	—	—	104,644	104,644	104,644	104,644
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	680,237	755,237	1,055,237	1,055,237

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	680,237	755,237	1,055,237	1,055,237
当 期 変 動 額								
当期純利益					62,485	62,485	62,485	62,485
当期変動額合計	—	—	—	—	62,485	62,485	62,485	62,485
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	742,722	817,722	1,117,722	1,117,722

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結納税親会社とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第21期 (2020年3月31日現在)	第22期 (2021年3月31日現在)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,352,571千円 未払金 37,778千円 未払費用 113千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,396,330千円 未払金 24,240千円 未払費用 586千円
※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 2,127千円 未払事業税 5,135千円 未払事業所税 912千円	※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 1,443千円 未払事業税 1,205千円 未払事業所税 944千円
※3. 消費税等の取扱い 未払消費税は、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 同左

(損益計算書関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
※1. 関係会社との取引高 一般管理費 6,791千円 営業外収益 627千円	※1. 関係会社との取引高 一般管理費 10,363千円 営業外収益 684千円
※2. 法人税等には、住民税及び事業税を含んでおります。	※2. 同左

(株主資本等変動計算書関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —	1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1年内	2,443千円	2,443千円
1年超	3,868千円	1,425千円
合計	6,311千円	3,868千円

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません (注2) 参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	963	963	—
②未収委託者報酬	284,168	284,168	—
③未収運用受託報酬	3,072	3,072	—
④関係会社預け金	1,352,571	1,352,571	—
資産計	1,640,775	1,640,775	—
⑤未払金	100,504	100,504	—
⑥未払費用	422,513	422,513	—
負債計	523,017	523,017	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
敷金	23,622	23,252

(※) 敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 預金	963	—	—	—
② 未収委託者報酬	284,168	—	—	—
③ 未収運用受託報酬	3,072	—	—	—
④ 関係会社預け金	1,352,571	—	—	—
合計	1,640,775	—	—	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,146	1,146	—
② 未収委託者報酬	273,505	273,505	—
③ 未収運用受託報酬	40	40	—
④ 関係会社預け金	1,396,330	1,396,330	—
資産計	1,671,022	1,671,022	—
⑤ 未払金	89,972	89,972	—
⑥ 未払費用	415,159	415,159	—
負債計	505,131	505,131	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	第21期 (2020年3月31日現在)	第22期 (2021年3月31日現在)
敷金	23,252	22,882

（※）敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っていません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 預金	1,146	—	—	—
② 未収委託者報酬	273,505	—	—	—
③ 未収運用受託報酬	40	—	—	—
④ 関係会社預け金	1,396,330	—	—	—
合計	1,671,022	—	—	—

(有価証券関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 退職一時金制度については設立時に設定しております。 退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>
<p>2. 退職給付制度 退職給付債務 123,532千円 (退職給付引当金)</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 113,666 千円 退職給付費用 9,865 退職給付の支払額 — 退職給付債務の期末残高 123,532</p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 123,532 千円 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 123,532 退職給付引当金 123,532 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 123,532</p> <p>(3) 退職給付費用 退職給付費用 9,865 千円</p>	<p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 117,263千円 (退職給付引当金)</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 123,532 千円 退職給付費用 8,189 退職給付の支払額 14,458 退職給付債務の期末残高 117,263</p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 117,263 千円 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 117,263 退職給付引当金 117,263 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 117,263</p> <p>(3) 退職給付費用 退職給付費用 8,189 千円</p>

(税効果会計関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産)
賞与引当金 10,079 千円	賞与引当金 10,569 千円
退職給付引当金 42,729	退職給付引当金 40,561
未払事業税 1,776	未払事業税 416
未払社会保険料 1,598	未払社会保険料 1,806
その他 3,999	その他 10,257
<u>繰延税金資産小計 60,184</u>	<u>繰延税金資産小計 63,611</u>
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 —	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 —
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額 $\Delta 12,676$	将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額 $\Delta 9,614$
<u>評価性引当額小計 $\Delta 12,676$</u>	<u>評価性引当額小計 $\Delta 9,614$</u>
<u>繰延税金資産合計 47,507</u>	<u>繰延税金資産合計 53,996</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の 負担率との差異要因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の 負担率との差異要因
(%)	(%)
法定実効税率 34.6	法定実効税率 34.6
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0
その他 0.0	その他 $\Delta 3.3$
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>34.9</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>31.3</u>

(ストックオプション等関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)																
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0" data-bbox="145 840 715 1041"> <tr> <td>①期首残高</td> <td style="text-align: right;">2,343 千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td style="text-align: right;">370 千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td style="text-align: right;">2,713 千円</td> </tr> </table>	①期首残高	2,343 千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	370 千円	④期末残高	2,713 千円	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0" data-bbox="715 840 1284 1041"> <tr> <td>①期首残高</td> <td style="text-align: right;">2,713 千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td style="text-align: right;">370 千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td style="text-align: right;">3,083 千円</td> </tr> </table>	①期首残高	2,713 千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	370 千円	④期末残高	3,083 千円
①期首残高	2,343 千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	370 千円																
④期末残高	2,713 千円																
①期首残高	2,713 千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	370 千円																
④期末残高	3,083 千円																

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高(千円)
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド(大口)(注)	308,481
日立国内株式厳選投資ファンド(大口)(注)	245,880

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高(千円)
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド(大口)(注)	304,030
日立国内株式厳選投資ファンド(大口)(注)	231,706

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
親会社	㈱日立製作所	東京都千代田区	458,790 百万円	電機機器製造業	100.0%	受入1名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	49,088	未払金	37,245
						兼任3名		預け金の利息	627	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,696,826	関係会社預け金	1,352,571
								親会社に対する預け金の減少	1,566,279		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

3. 役員を受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立アーバンインベストメント	東京都千代田区	2,000 百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	23,252

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所 (東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
親会社	㈱日立製作所	東京都千代田区	458,790 百万円	電機機器製造業	100.0%	受入1名 兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	37,245	未払金	23,533
								預け金の利息	684	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,632,735	関係会社預け金	1,396,330
								親会社に対する預け金の減少	1,588,976		

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
 3. 役員の受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立リアルエステートパートナーズ	東京都千代田区	2,000 百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	22,882

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立ドキュメントソリューションズ	東京都江東区	450 百万円	オフィスワーク支援	—	—	OA複合機レンタル	OA機器レンタル費用の支払	416	営業外費用(OA機器解約違約金)	—

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額 175,872円90銭 1株当たり当期純利益 17,440円70銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 186,287円10銭 1株当たり当期純利益 10,414円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 104,644千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 104,644千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 62,485千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 62,485千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(追加情報)

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりは、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において業績への影響を与えるものではないと判断しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2021年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		534
未収委託者報酬		276,904
未収運用受託報酬		110,041
関係会社預け金		1,253,698
前払費用		22,252
その他		12,536
流動資産合計		1,675,968
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		658
無形固定資産合計		658
投資その他の資産		
敷金		22,697
繰延税金資産		53,996
投資その他の資産合計		76,694
固定資産合計		77,352
資産合計		1,753,321

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2021年9月30日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1	45,368
未払費用		399,354
未払法人税等		13,761
預り金		3,125
賞与引当金		28,857
流動負債合計		490,465
固定負債		
退職給付引当金		120,942
固定負債合計		120,942
負債合計		611,408
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		766,912
利益剰余金合計		841,912
株主資本合計		1,141,912

純資産合計	<u>1,141,912</u>
負債純資産合計	<u>1,753,321</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		506,142
運用受託報酬		223,135
営業収益計		<u>729,277</u>
営業費用		
支払手数料		342,304
委託計算費		23,881
調査費		119,123
営業雑経費		
通信費		1,028
印刷費		1,092
諸会費		2,277
営業雑経費計		<u>4,398</u>
営業費用計		<u>489,708</u>
一般管理費		
給料		
役員報酬		10,230
給料・手当		109,851
賞与		1,775
給料計		<u>121,857</u>
交際費		47
旅費交通費		27
租税公課		55
不動産賃借料		17,139
賞与引当金繰入額		28,857
退職給付費用		3,679
その他の人件費		21,037
その他の不動産関係費		2,706
減価償却費	※1	87
諸雑費		3,324
一般管理費計		<u>198,819</u>
営業利益		<u>40,749</u>
営業外収益		
受取利息		443
為替差益		6
その他		23
営業外収益計		<u>473</u>
営業外費用		
雑損失		—
営業外費用計		<u>—</u>
経常利益		<u>41,223</u>
特別損失		
事務過誤損失補填		3,272
税引前中間純利益		<u>37,950</u>
法人税等	※2	13,761
中間純利益		<u>24,189</u>

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	742,722	817,722	1,117,722	1,117,722
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 利 益					24,189	24,189	24,189	24,189
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	24,189	24,189	24,189	24,189
当 中 間 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	766,912	841,912	1,141,912	1,141,912

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込み額のうち、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。 (2)投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。 (3)投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式によりしております。 (2)連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結親法人とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、報酬上限額が定められている投資一任業務収益について、従来は、運用実績に基づき中間会計期間の収益を算定していましたが、上限に達すると見込まれる場合には報酬上限額を期間按分する方法に変更しております。なお当該会計方針の変更により、従来の方針と比べて、当中間会計期間の営業収益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ47,838千円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

表示方法の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。 無形固定資産 87千円
※2 税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で、一括掲記しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,000株	—	—	6,000株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
1年内	2,443千円
1年超	203千円
合計	2,646千円

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来さないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
1. 当該資産除去債務の概要	
<p>当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。</p> <p>また、当中間会計期間末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間末の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p>	
2. 当該資産除去債務の金額算定方法	
<p>資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p>	
3. 当中間会計期間中における当該資産除去債務の総額の増減	
①期首残高	3,083 千円
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円
③当中間会計期間の負担に属する償却額	185 千円
④当中間会計期間末残高	3,268 千円

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
セグメント	投資運用業
主要な財又はサービスのライン	
投資助言業務収益	50,000 千円
投資一任業務収益	173,135 千円
投信委託者報酬	506,142 千円
合計	729,277 千円
収益認識の時期	
一時点で移転される財	-
一定の期間にわたり移転されるサービス	729,277 千円
合計	729,277 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 投資助言業務収益

投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 投資一任業務収益

投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。

日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められていることから、当中間期末においては変動対価が含まれております。変動対価は、市場の状況や過去の実績をもとに年間報酬額を見積り、上限に達すると見込まれる場合には、取引価格を期間按分することにより算定しております。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
日立企業年金基金	150,000
日立国内株式特化型ファンド(大口)(注)	115,685
日立国内株式厳選投資ファンド(大口)(注)	110,821

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1株当たり純資産額	190,318.76円
1株当たり中間純利益	4,031.65円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	24,189千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	一千円
普通株式に係る中間純利益	24,189千円
普通株式の期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
該当事項はありません。

(追加情報)

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりは、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において業績への影響を与えるものではないと判断しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

公開日 2022年2月18日
作成基準日 2021年11月26日

本店所在地 東京都千代田区神田練塀町3番地
お問い合わせ先 企画総務グループ

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月26日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

大関 康 広

印

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。